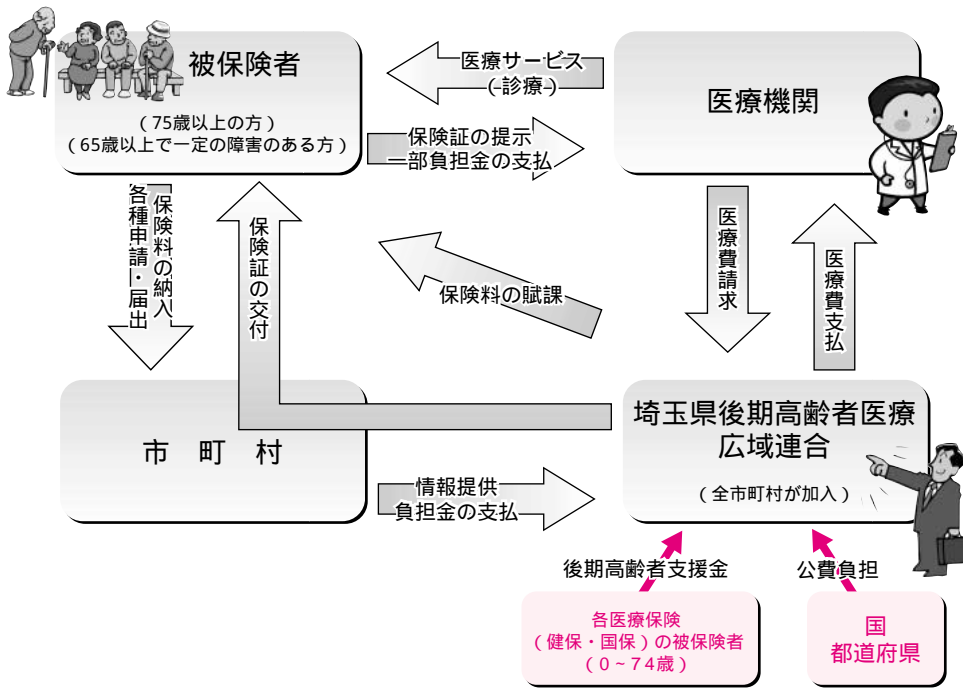


後期高齢者医療制度がはじまります

国の医療制度改革により、75歳以上の高齢者にかかる医療費は、現在の老人保健制度に代わり、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度で実施されます。

【制度のしくみ】



運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する『埼玉県後期高齢者医療広域連合』が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

町では、保険料の徴収、各

種申請・届出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者のみなさんにとって身近な窓口業務を行います。

被保険者(対象者)となるのは?

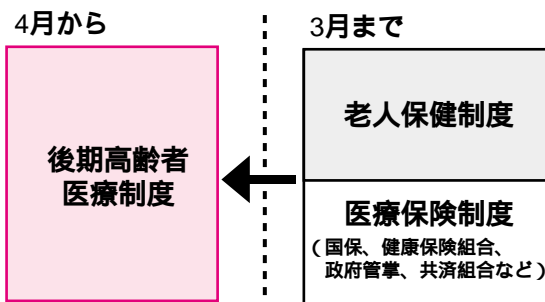
新たな医療制度の被保険者となる方は、埼玉県内にお住まいの75歳以上の方および65

歳以上75歳未満で一定の障害のある方(申請して広域連合の認定を受ける必要があります)です。これは現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。

健康保険組合等の被扶養者であった方も対象となり、4月からは国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合等の医療保険制度を脱退し、新たに創設される後期高齢者医療制度に加入することになります。

いつから加入するの?

・75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)



・75歳以上の方が伊奈町に転入した日から

・65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が申請して広域連合から認定を受けた日から

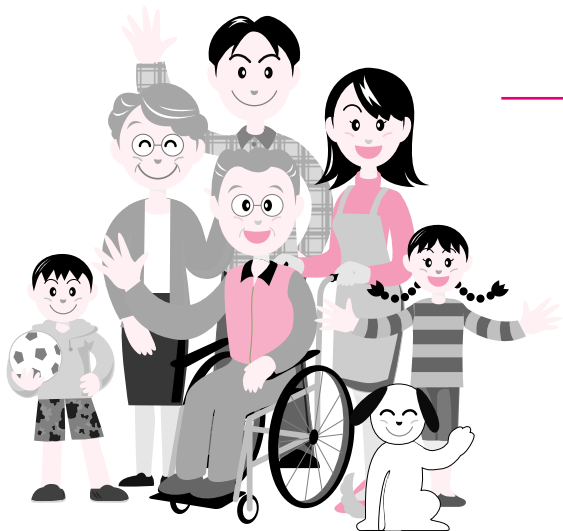
被保険者証(保険証)はいつ届くの?



被保険者証(保険証)は、3月下旬に配達記録郵便でお届けします。

負担はどのようになるの?

平成20年4月1日以降は、75歳以上の方および65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で申請して広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を納めていただくこととなります。



保険料の計算・徴収

保険料の計算は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収は、町が行います。

保険料は、被保険者お一人ごとに計算されます。保険料の年額は、均等割と所得割（被保険者の所得に応じて負担する部分）の合計額となります。

広域連合が定めた保険料は、均等割額42,530円、所得割率7.96%です。年間の保険料額の上限は50万円です。

保険料の軽減措置

所得の低い方は、保険料のうち均等割の部分が軽減（7割、5割、2割）されます。

（下表）

制度加入直前に健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合等の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月から9月まで保険料を凍結し、10月から平成21年3月まで保険料を9割軽減する特別対策が実施されます。ともに該当となる方には、優先されます。

保険料の納め方

保険料は、原則として年金から天引きされます（特別徴収）。

ただし、年金給付額が年額18万円未満の方または、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合については、町から送付する納付書で納めていただきます（普通徴収）。なお、納付には口座振替もご利用いただけます。

低所得者に対する軽減措置

| 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等（公的年金所得は15万円 高齢者特別控除を控除する） | 軽減の割合 |
|---|----------|
| 33万円（基礎控除額）を超えない世帯 | 7割減額（軽減） |
| 33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯 | 5割減額（軽減） |
| 33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数（本人を含む）を超えない世帯 | 2割減額（軽減） |

基礎控除額などの数字は、税制改正などで変わることがあります。

低所得者に対する軽減措置例

世帯主である夫と妻の2人世帯で年金収入額が表中の場合

| | 総所得金額 | 所得割額(ア) | 均等割額(イ) 42,530円 | 合計額(ア+イ) |
|--------------------|-------|---------------------------------|--------------------|----------|
| 夫 年金収入 168万円 | 48万円 | (48万円 - 33万円) × 7.96% = 11,940円 | (7割軽減) 12,750円 | 24,690円 |
| 妻 年金収入 79万円 | 0円 | | (7割軽減) 12,750円 | 12,750円 |

お医者さんにかかるときは？



©埼玉県2005

現在、お医者さんにかかるときは、「保険証」と「老人保健法医療受給者証」の2枚が必要でしたが、4月からは、「後期高齢者医療被保険者証」

1枚で受診できます。窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の一部（1割、ただし現役並み所得者は3割）を負担していただきます。

どんな給付を受けられるの？

後期高齢者医療制度では、病气やけがの治療を受けたとき、入院したときの食事代、コルセットなどの補装具を作ったとき、訪問看護サービスを受けたときの費用など、現行の老人保健制度と同様の給付を受けられます。

また、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。

入院中の食事にかかる費用のうち、一部（標準負担額）を被保険者の方々に負担していただき、残りを入院時食事（生活）療養費として後期高齢者医療制度が負担します。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、町福祉課へ申請してください。

町福祉課医療係内 21128